

改正

昭和55年7月1日

昭和62年9月14日

平成17年5月1日

令和2年6月21日

いわき市中央卸売市場受託物品受領業務の適正化及び事故防止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央卸売市場（以下「市場」という。）における受託物品の受領及びその物品を卸売場に配列する場合における事故の防止について、いわき市中央卸売市場業務条例（昭和52年いわき市条例第52号。以下「条例」という。）及びいわき市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和52年いわき市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(送り状及び受託物品の確認)

第2条 卸売業者は、条例第49条第1項に規定する卸売のための販売の委託をした者（以下「委託者」という。）に対しては、必ず送り状を添付するよう指導するものとし、送り状用紙の作成が困難な委託者に対しては、卸売業者においてこれを準備して使用させるものとする。

2 卸売業者は、受託物品の受領に際しては、委託者の送り状の内容と物品とを確実に照合し、事故物品の発生を未然に防止するものとする。

3 前項の照合は、その物品の受託者名、委託者名、荷印、出荷年月日、種類、品質、等級、数量等について誤りのないことを確認するものとする。

(物品受領通知書の交付)

第3条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、直ちにその物品の品名、数量、等級、品質及び受領日時を記載した任意の様式による物品受領通知書を作成し、委託者又はその代理人に交付するものとする。ただし、受領した日の翌日までに売買仕切書を送付するときは、この限りでない。

(受託物品の点検)

第4条 卸売業者は、第2条第2項の照合をするときは、その物品の内容について入念に点検するものとし、特に延着品及び青果物にあつては軟弱品、水産物にあつては夏期に一層注意するものとする。

2 卸売業者は、受託物品に異状を認めた場合は、条例第49条第1項又は第2項の規定による検査員の確認を速やかに受けるものとする。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

(受託業務の責任体制)

第5条 卸売業者は、受託物品の受領業務を適正かつ確実にを行うため受託業務の実施要領を作成し、物品受領の責任者を定める等受領業務の責任体制を明確にしなければならない。

(受託物品の配列)

第6条 卸売業者は、受託物品を配列する際には、仲卸業者及び売買参加者が当該物品の下見を十分できるようにするとともに、せり売又は入札の際には、混雑が生じないように努めなければならない。

(見本の抽出)

第7条 見本の抽出開函に当たっては、荷口を十分に代表し得るものを対象とし、担当せり人が責任者となり立会いの上抽出開函するものとする。この場合において、故意に見本を選択し、又は粉飾してはならない。

2 前項の見本の抽出開函において、規格選別が不十分な物品、損傷し易い物品又は延着品で事故の発生しやすい物品については、販売後の紛争を防止するためできるだけ多くの見本を抽出しなければならない。

(売渡物品の確実化)

第8条 卸売業者は、品違い等の事故を防止するため、物品引渡しに当たっては、使用人を立ち合わせ、売渡物品の確実化を図るものとする。

附 則

この要綱は、昭和52年8月27日から実施する。

附 則 (昭和55年7月1日)

この要綱は、昭和55年7月1日から実施する。

附 則 (昭和62年9月14日)

この要綱は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(昭和62年いわき市条例第36号)の施行の日から実施する。

附 則 (平成17年5月1日)

この要綱は、平成17年5月1日から実施する。

附 則 (令和2年6月21日)

この要綱は、令和2年6月21日から実施する。